



子どもの予防接種標準スケジュール（墨田区保健所作成）



定期・・・定期予防接種（23区内の指定医療機関にて接種の場合は無料）

任意・・・任意予防接種（全額自己負担）

定期予防接種の対象年齢

任意接種の接種できる年齢

ワクチン名	費用	接種完了チェック	月齢												1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳
			1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月									
定期 不活化 ヒブ (Hib) 不活化 小児用肺炎球菌 不活化 B型肝炎	無料		(注) 第1回目の接種開始年齢によって、接種回数が異なります。												3回目までを生後6か月までに受けることが望ましい							
	無料														27日以上の間隔で2回、更に1回目接種から139日を経過した後に1回、合計3回							
															1回目は生後6週間後から接種可能。2回目は4週間以上の間隔をあけて生後24週未満までに できるだけ生後14週6日までに接種を開始することが望ましい							
任意 生 ロタ (経口ワクチン) または 5価	1価 または 5価														1回目は生後6週間後から接種可能。2回目・3回目は4週間以上の間隔をあけて生後32週未満までに完了							
															1期初回3回目の終了後、1年～1年6か月の間隔をあけて追加接種							
定期 不活化 4種混合 生 BCG 生 MR (麻しん・風しん混合) 生 水痘 (水ぼうそう)	無料														2種混合第2期 (DT) 11歳以上13歳未満で接種							
	無料														生後5か月から8か月までの標準接種期間に受けることが望ましい							
	無料														第1期は、1歳を過ぎたら早期の接種が望ましい							
	無料														第2期は、小学校入学前の1年間に接種							
任意 生 おたふくかぜ 不活化 インフルエンザ			(注) 予防効果を確実にするために、2回接種が望ましい。												1回目は1歳を過ぎたら早期に接種することが望ましい							
															2回目は、MR第2期と同時期の接種が望ましい							
定期 不活化 日本脳炎	無料														毎秋2回接種（1回目から2～4週間後に2回目）							
															(第1期) (第1期追加)							
															第2期は、9歳以上13歳未満で接種							

その他の定期予防接種

子宮頸がん (HPV) 【個別】・・・女性が対象。小学校6年生～高校1年生相当年齢で接種 (定期予防接種)
 【重要】現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません。接種に当たっては、有効性とリスクを理解したうえで受けてください。

生 ワクチン 27日 (4週間) 以上あける

不活化 ワクチン 6日 (1週間) 以上あける

そのほかの
生ワクチン
不活化ワクチン

同時接種については接種医とご相談ください

墨田区予防接種アプリ
『かんたん&べんり予防接種ナビ』をご活用ください!

お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくともメールでお知らせします。



<http://sumida.city-hc.jp>
ケータイからアクセス!

ワクチン名		種別 ワクチン	対象期間・標準接種期間・通知時期等	
定期 予 防 接 種	ヒブ (Hib)	不活化 ワクチン	<p>【定期予防接種の対象期間】生後2か月～60か月(5歳)に達する前日まで</p> <p>【標準的な接種期間】生後2か月から7か月に至るまでの間に接種開始 計4回接種</p> <p>【接種間隔】</p> <p>【通知発送時期】生後2か月に到達前</p>	<p>* 接種開始月齢によって、接種回数及び接種間隔が異なります。</p> <p>生後7か月から12か月に至るまでの間に接種開始 計3回接種</p> <p>生後12か月から60か月に至るまでの間に接種開始 計1回接種</p>
	小児用肺炎球菌	不活化 ワクチン	<p>【定期予防接種の対象期間】生後2か月～60か月(5歳)に達する前日まで</p> <p>【標準的な接種期間】生後2か月から7か月に至るまでの間に接種開始し、3回目までの接種は生後12か月に至るまでに行い、その後、60日間以上あけて生後12か月に至った日以降に追加接種をします。追加接種の標準的な接種期間は生後12か月から生後15か月に至るまでとなります。</p> <p>【接種間隔】</p> <p>【通知発送時期】生後2か月に到達前</p>	<p>* 接種開始月齢によって、接種回数及び接種間隔が異なります。</p> <p>生後7か月から12か月に至るまでの間に接種開始 計3回接種 (2回目までの接種は標準的には生後12か月に至るまでに行う) 追加の接種は1歳を迎えてから行う。</p> <p>生後12か月から24か月に至るまでの間に接種開始 計2回接種</p> <p>生後24か月から60か月に至るまでの間に接種開始 計1回接種</p>
	B型肝炎	不活化 ワクチン	<p>【定期予防接種の対象期間】生後12か月(1歳)に達する前日まで</p> <p>【標準的な接種期間】生後2か月～9か月に達する前日まで</p> <p>【通知発送時期】生後2か月に到達前</p>	<p>【接種間隔】</p> <p>3回目の接種は、1回目の接種から139日以上の間隔をおいた上で、2回目の接種から6日以上の間隔をおいて接種します。</p>
	4種混合 DPT-IPV ポリオ・ジフテリア 百日せき・破傷風	不活化 ワクチン	<p>【定期予防接種の対象期間】生後3か月～90か月(7歳6か月)に達する前日まで</p> <p>【標準的な接種期間】初回:生後3か月～12か月(1歳)に達する前日まで 追加:初回3回終了後、1年～1年6か月の間隔をあける</p> <p>【通知発送時期】生後2か月に到達前</p>	<p>【接種間隔】</p>
	BCG	生 ワクチン	<p>【定期予防接種の対象期間】生後12か月(1歳)に達する前日まで</p> <p>【標準的な接種期間】生後5か月～8か月に達する前日まで</p> <p>【通知発送時期】生後2か月に到達前</p>	
	MR (麻しん・風しん 混合)	生 ワクチン	<p>【定期予防接種の対象期間】【1期】12か月(1歳)～24か月(2歳)に達する前日まで 【2期】5歳以上7歳未満で、小学校就学前の1年間 (年長児の4月1日～翌年3月31日)</p> <p>【通知発送時期】1期:1歳に達する月の前月の10日頃 2期:小学校に入学する1年前の3月下旬</p>	<p>* 未接種者に対する救済措置(平成28年度)</p> <p>MR1期(任意) MR1期未接種の子のうち、平成23年4月2日以降の生まれで2歳に達している子</p> <p>MR2期(任意) MRまたは麻しんまたは風しんの予防接種を受けた回数が1回以下の子で、平成16年4月2日から平成22年4月1日生まれの子</p> <p>MR3期(任意) MRまたは麻しんまたは風しんの予防接種を受けた回数が1回以下の子で、平成10年4月2日から平成16年4月1日生まれの子</p> <p>麻しん・風しんの両方に患った場合はありません。</p>
	水痘 (水ぼうそう)	生 ワクチン	<p>【定期予防接種の対象期間】生後12か月(1歳)～生後36か月(3歳)に達する前日まで</p> <p>【標準的な接種期間】1回目:生後12か月から15か月に至るまで 2回目:1回目接種終了後、標準的に6か月～1年(最短で3か月)の間隔をあける</p> <p>【通知発送時期】1歳に達する月の前月の10日頃</p>	
	日本脳炎	不活化 ワクチン	<p>【定期予防接種の対象期間】【1期】生後6か月から90か月(7歳6か月)に達する前日まで 【2期】9～13歳に達する前々日まで</p> <p>【標準的な接種期間】【1期】初回(1・2回):3歳に達した時から4歳に達するまでの期間 【1期】追加:4歳に達した時から5歳に達するまでの期間 【2期】9歳に達した時から10歳に達するまでの期間</p>	<p>【通知発送時期】1期(計3回分):3歳に達する月の前月の下旬 2期:9歳に達する月の前月の下旬</p> <p>【接種間隔】</p> <p>発送時期より前に接種をご希望の方は下記までお問い合わせください。</p>
子宮頸がん予防 ワクチン (HPVワクチン)	不活化 ワクチン	<p>【定期予防接種対象期間】小学6年生から高校1年生相当年齢まで</p> <p>【標準的な接種期間】中学1年生相当年齢</p> <p>【重要】現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしておりません。接種に当たっては、有効性とリスクを理解したうえで受けてください。</p>	<p>【接種間隔】「サーバリックス」の場合 1回目 2回目 3回目 1か月 5か月</p> <p>「ガーダシル」の場合 1回目 2回目 3回目 2か月 4か月</p>	

定期予防接種は対象期間内であれば標準的な接種間隔を超えても定期接種として扱うことができます場合があります。

【お問い合わせ先】

- 定期予防接種は、墨田区から送付された「予防接種予診票」と親子健康手帳(母子健康手帳)をお持ちになり指定医療機関で受けてください。
- 対象年齢を過ぎますと、無料で接種できなくなります。ただし、経過措置を実施している場合がありますので、右記問い合わせ先にご相談ください。
- 「予防接種予診票」を紛失されたときは右記問い合わせ先で再交付します。親子健康手帳(母子健康手帳)をお持ちの上、窓口にてご申請いただくか、お電話にてお問い合わせください。
- 通知到着前に「予防接種予診票」が必要な場合は、右記問い合わせ先にてご申請ください。



墨田区保健所	向島保健センター	電話	03-3611-6135 東向島5-16-2
	本所保健センター	電話	03-3622-9137 東駒形1-6-4
	保健予防課感染症係	電話	03-5608-6191 吾妻橋1-23-20(区役所3階)